大阪府医師会(公印省略)

Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて(一部改正)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省事務連絡の一部改正に関し、日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本改正は、本年11月22日に緊急承認された新型コロナ治療薬「ゾコーバ(エンシトレルビル)」と感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の発生届に関して、Q&Aを追加するものです。

同Q&Aより、ゾコーバは感染症学会のガイドラインにおいて、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者のうち、高熱・強いせき症状・強い咽頭痛などの臨床症状がある者が投与対象とされており、発生届の対象のうち、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者」の新型コロナ治療薬の範囲には含まれていないため、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者にゾコーバを投与した場合は、発生届の提出は不要とされています。

ただし、重症化リスクがある者に対して、規定されている新型コロナ治療薬(ロナプリーブ、ステロイド薬、ゼビュディ、トシリズマブ、パキロビッド、バリシチニブ、ラゲブリオ、ベクルリー)の投与が必要な者と医師が判断したものの、最終的にゾコーバが投与された場合には、発生届を提出することが記されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

- ●日本医師会ホームページ https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel corona/009135.html
- ●厚生労働省ホームページ(令和4年11月25日付通知ご参照) Google等の検索エンジンで、「厚労省 自治体向け通知 コロナ」でもアプローチ可 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

